

## ペットフードの表示に関する公正競争規約等の一部変更案に関する意見募集の結果

平成27年7月23日  
消費者庁  
公正取引委員会

### 1 意見募集方法の概要

- (1) 募集期間：平成27年3月6日（金）から同年4月6日（月）まで
- (2) 告知方法：消費者庁ウェブサイト、公正取引委員会ウェブサイト及び電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX又は郵送

### 2 意見募集の結果

- (1) 提出意見数：7件
- (2) 意見の概要及びこれに対する考え方  
別紙参照

## 寄せられた御意見とそれに対する考え方

該当条項	御意見	考え方
<b>1. ナチュラル等の使用基準の追加</b>		
施行規則 第6条 第5号	<p>総合栄養食に化学合成物の使用を一部認めるのは、原材料のみでは常に栄養基準を満たすことが難しいから仕方ないと思う。それを前提にしても、今回のナチュラル基準には反対である。なぜなら、「ナチュラル」と「ノンナチュラル」なペットフードの違いは、酸化防止剤に発がん性が指摘されている添加物（エトキシキン、BHA）を使用していないだけである。</p> <p>そうであるなら、その旨を表示した方が消費者にとっては分かりやすく、「自然」と言われてもイメージが先走るだけだと思う。少なくともペットフードのナチュラルが何を指すのか表示すべきで、「化学合成物が少し入っています」とだけ併記させる現案は不十分かと思われる。再考を求める。</p>	<p>総合栄養食に「ナチュラル」等と表示する場合、化学的合成物の使用はペットにとって栄養バランス上欠かせないビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類のみに限られ、原材料である油脂においても酸化防止のための化学的合成物である酸化防止剤を一切使用していないこと、さらに、着色料を使用していないことも条件となりますので、御意見のように、発がん性が指摘されている添加物を酸化防止剤として使用しているかどうかのみで判断するものではありません。</p>
<b>2. 総合栄養食の運用基準の設定</b>		
施行規則 第1条	<p>総合栄養食として認める試験の一つである給与試験は、試験群を適正な対照群と比較して進めるべきものである。現在の公取協の別項イの基準はAAFCO規定を翻訳の際に誤ったか、又は簡略化している。</p> <p>必要な期間を取り、これら運用基準を同時改定することを望む。</p>	<p>御意見の運用基準の内容に関する御指摘については、規約を運用するペットフード公正取引協議会に伝え、適切に対応するよう求めます。</p>
施行規則 第1条	<p>日本では既に給与試験は行われておらず、最新ペットフードは全て分析試験によるものである。これには、総合栄養食の基準成分が定まったため、企業が分析試験を選ぶようになった、という歴史がある。</p> <p>しかし今回の変更では、その既に使われていない給与試験が、そのまま残る形になっている。時代に合わせるための変更案にもかかわらず、世界的にもかなり遅れた試験方法が、更に存続される扱いになっている。</p> <p>現時点でこの試験を用いる企業が既になく、時代に合わせ、給与試験を試験方法から外し、分析試験に統一すべき</p>	<p>今回の変更は、分析試験と給与試験に係る従来の規定を施行規則から削除し、その内容を運用基準として位置付けを変更するものですが、従来、ペットフード公正取引協議会の会員事業者は、現行の施行規則の規定に基づき、給与試験と分析試験の両方を実施しているところです。</p>

	だと思ふ。	
<b>3. その他の御意見</b>		
規約 第3条 第2項	「給与」とは専ら金銭や品物を与えるときに使う言葉であつて、「給餌」のほうがより適当なのではないか。	「給与」の用語については、例えば、「エネルギー給与量」、「給与栄養目標量」のように栄養管理の面においても一般的に使用されているところです。 また、当該規定は、現行規約第5条の規定をペットフードの定義として整理したものであり、「給与」の用語は従来から使用され、定着しているものと考えます。
規約 第4条	「ペットフードの容器又は包装に、表示した文字が鮮明に識別できるよう、次に掲げる事項を外部から見やすいところに邦文で明瞭に表示しなければならない。」について、「鮮明に識別」、「外部から見やすい」、「明瞭に」と記載が重複している。	当該規定は、必要表示事項が消費者に適切に伝達されるようにするためのものであり、特に問題はないものと考えます。
規約 第10条 第1号	第3条に規定する定義のうち第6項及び第7項は、第10条第1号と関係がないため、「第3条」を「第3条第1項から第5項まで」とするべきではないか。	御意見を踏まえ、ペットフード公正取引協議会から、該当部分を修正する旨の申出がありました。
規約 第11条	書類について、事業者は、「当該商品の販売を継続する限り」保管しなければならないとしている。しかし、これでは、問題が発覚した時点で販売を停止し、書類を破棄して証拠の隠滅を図るといった不適切な行為を許すことになるおそれがあると思う。したがって、第11条中「当該商品の販売を継続する限り」を削るべきだと思う。	当該規定は、ペットフードが市場で流通している間は、表示の根拠となる資料を保管すべきとの考えから、具体的な資料の保管期間を賞味期限が2年以内のものは当該商品の最終製造日から2年間、賞味期限が2年を超えるものは最終製造品の賞味期限の満了日までと規定したのですが、該当部分については、御指摘のような誤解が生じないように、ペットフード公正取引協議会から修正する旨の申出がありました。
規約 第11条	書類の保管義務を「事業者」に対して課している。しかし、このような書類の保管義務は、専ら製造業者及び輸入業者を想定したものと思われ、これら以外の単なる販売業者に対して義務を課するのは、無理があると思う。したがって、第11条に規定する「事業者」は、製造業者及び輸入業者に限定し、これら以外の単なる販売業者を除くこととすべきだと思う。	製造業者及び輸入業者による表示のほか、販売業者が独自に表示することも想定されますので、資料の保管義務は専ら製造業者及び輸入業者のみを対象とするのではなく、販売業者も対象とする必要があると考えます。
施行規則 第4条 第2項	「総合栄養食」である旨を表示するはずが、規則の各号は、あたかも「協議会によって証明」されているかのように一種の権威付け的な誤解を与える。そのため、総合栄養食の定義どお	「証明」との文言が使用されていますが、これは、事業者が、ペットフード公正取引協議会の定める試験を実施し、当該試験に定める基準を満たす結果を得たことを意味するものであって、こ

	り「基準を満たしている」旨のみを表示させ、「証明」はやめたほうが良い。	の文言から、御指摘のように、あたかも同協議会によって証明されているかのような誤解は生じないものと考えます。
施行規則 第6条 第1号イ	「、かつ」を「、かつ、」とするべきだと思う。	御意見を踏まえ、ペットフード公正取引協議会から、該当部分を修正する旨の申出がありました。
施行規則 第7条 第2号ア	例「AAFCO認定」と括弧を付けた方が他とバランスが良い。	「〇〇」は、実際に使用される表示の具体例について用いられるものですが、証明機関でないのに当該機関が自ら行う検査に合格したかのように誤認されるおそれがある表示には、様々なものが想定されますので、AAFCO認定にあえて用いる必要はないと考えます。